

テレワーク環境整備 加速化補助金

申請期間(2次募集)令和4年1月4日~1月17日

申請額が道の予算額を超える場合は、期間中でも受付を締め切ることになります。また、申請額が道の予算額に満たない場合は、再度の募集を行うことがあります。

補助対象者

・**札幌市を除く**道内に本社及び事業所を有する 中小企業者および法人等

医療法人、社会福祉法人、学校法人なども対象です。 ※常時雇用する労働者を2名以上、6カ月以上雇用 等

補助対象事業・補助金支給要件

補助対象事業

就業規則の改正または**労働協約**の作成・変更

外部専門家によるコンサルティング

労務管理担当者・労働者に対する**研修**

テレワーク用通信機器の導入・運用

補助率等

補助率

3/4

以内

上限額

60万円

対象経費上限額

80 万円

補助金支給要件

就業規則の改正または**労働協約**の作成・変更

月2日以上(端末1台当たり)のテレワーク実施

テレワークの活用を含めた事業継続計画(BCP)の策定

ホワイト・テレワーク・デイズ 2021 への参加

令和4年度末までのテレワーク**継続実施**の誓約

申請方法

- ・紙申請(簡易書留、レターパック)と電子申請の両方を行ってください。
- ・申請様式は道HPからダウンロードしてください。

テレワーク 北海道



〈お問い合わせ先〉

北海道経済部 労働政策局雇用労政課

働き方改革推進室 テレワーク支援班 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL: 011-204-5354 FAX: 011-232-1038

MAIL: keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp





北海道

申請から補助金交付までの流れ

30 日以内 交付決定日以前に購入 テレワークの実施状況を定期報告(令和5年3月31日まで) 交付決定日 交付申請 実績報告 額の確定・補助金の交付 事業完了日 就業規則 (令和4年4月10日が最終期限) 必須 就業規則・労働協約の作成・変更 (令和4年3月31日を超えないこと) ●ホワイト・テ レワーク・デイ 事業完了日までに労働基準監督署に提出 ズへの参加申請 事業計画(BCP)の作成 必須 ●令和4年度 テレワーク実施 報告書 計画書の提出 **●**テレワークの実施 交付決定日によって、 テレワーク実施日数が変わります

申請提出書類

提出書類	確認・留意事項
交付申請書	
就業規則	・交付申請時点における全事業所のもの・テレワークに関する規定がないことを確認
労働協約	・同上(※労働協約を結んでいなければ提出の必要はありません)
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	・法人等の場合
開業届の写し	・個人事業主の場合
札幌市を除く道内の事業所に常時雇用する労働者を2名以上、かつ交付申請時点において6ヶ月以上継続して雇用していることを確認できる書類	・労働契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など
道税(個人道民税及び地方消費税を除く。)を滞納している 者でないことを確認できる書類	・申請日より3ヶ月以内に発行された原本 ・道税事務所または各(総合)振興局で取得可能
導入しようとする製品の カタログ、見積書等	・価格や仕様が分かるもの
ホワイト・テレワーク・デイズへの参加申請	・オンラインで申請。補助金振込先登録を兼ねます。
令和4年度テレワーク実施計画書	
誓約書	